

滋 賀 県

平成 28 年 9 月 26 日

# 交通安全対策室だより

No. 230



滋賀県土木交通部 交通戦略課

## インデックス

- 1 9月30日は交通事故死ゼロを目指す日 【資料 1】
- 2 交通安全フェア 【資料 2】
- 3 市町における交通安全対策の取り組み（草津市） 【資料 3】
- 4 自転車条例と損害賠償保険等の加入義務について 【資料 4】
- 5 「滋賀県自転車交通安全利用指導員」委嘱式 【資料 5】
- 6 平成28年度 滋賀県交通安全推進大会を開催して 【資料 6】
- 7 交通安全マナーアップ広報啓発テレビ・ラジオ放送発信中 【資料 7】
- 8 前照灯早め点灯4時からライト 【資料 8】
- 9 運転免許証の自主返納 【資料 9】
- 10 飲酒運転の根絶 【資料 10】
- 11 地域ぐるみで高齢者の事故防止を！ 【資料 11】
- 12 交通事故相談所のご案内&交通遺児にご支援を 【資料 12】
- 13 滋賀県交通安全スローガン **10月末まで募集中！** 【資料 13】
- 14 道路交通法改正 【資料 14】
- 15 ふれあい通信 第16号 【資料 15】
- 16 ふれあい通信 第17号 【資料 16】
- 17 セーフティメール 第8号 【資料 17】
- 18 セーフティメール 第9号 【資料 18】
- 19 滋賀県の交通事故発生状況
  - (1) 平成28年8月末現在の交通 【資料 19】
  - (2) 市町別交通事故発生概要 【資料 20】
  - (3) 県内の交通事故月別発生状況 【資料 21】

**皆さん早めにライトをつけましょう！**  
**<早め点灯運動資料>**  
**10月の日の入り時刻**  
 5日 17:36  
 15日 17:23  
 25日 17:11



**<交通安全クイズ>平成28年7月26日に「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」(いわゆる「自転車条例」)が、施行されました。次の①②は、○か×か、どちらでしょう。**

- ① 自転車の傘さし運転は禁止されているが、携帯電話を使用しての運転は禁止されていない。
- ② 滋賀県では、自転車に乗る人は、自転車損害賠償保険等に、入らなければならない。

【答え】①×(携帯電話を使用しての運転も危険なので、禁止されています。)

②○(10月1日施行です。未加入の方は、加入をお願いします。)

- ☆ **10月の行事予定** ☆
- 10月 3日(月) 毎週金曜日 ノーマイカーデー
  - 10月 3日(月) 交通安全啓発日・自転車安全利用デー
  - 10月14日(金) 近畿交通安全日・高齢者交通安全の日
  - 10月15日(土) 交通安全フェア(竜王町:ドラゴンハット)
  - 10月20日(木) シートベルト・チャイルドシート着用啓発日
  - 10月25日(火) 近江路交通マナーアップ啓発日・県下一斉街頭啓発日
  - 10月28日(金) 飲酒運転根絶啓発日



### 7月1日~10月31日 滋賀県交通安全無事故運動実施期間

このたよりは、市町別の交通事故発生状況、交通安全行事等、交通安全対策に関する様々な情報を提供するとともに、関係機関・団体相互の情報交換に活用したいと思っておりますので、各関係機関・団体の独自の施策や各種行事等があれば、積極的に連絡していただきますようお願いいたします。<電子データが必要な場合はお問い合わせください。また、滋賀県HP「交通安全対策室だより」でサイト内検索をすると見られます。 <http://www.pref.shiga.lg.jp/c/kotsu-s/index.html>>

検索 滋賀県交通安全対策室だより

